

大阪府中央区ビル火災を踏まえた防火安全対策について

令和7年8月18日に大阪府中央区宗右衛門町で発生したビル火災については、様々に考えられる事故要因の一つとして、急速な延焼拡大があったと要因分析され、建築物の外壁に設置された屋外広告物(高さ3m超)が建築基準法第64条の規定に適合せず、不燃材料でないものが設置されていたことが指摘されています。

類似の事案の発生を防止するため、対象となる屋外広告物の設置事業者におかれましては、建築基準法を遵守頂き、引き続き、安全管理に努めて頂きますようお願いいたします。

関連法令

建築基準法

(看板等の防火措置)

第六十四条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、**建築物の屋上に設けるもの又は高さ三メートルを超えるもの**は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

さいたま市内で対象となる地域(防火地域内)

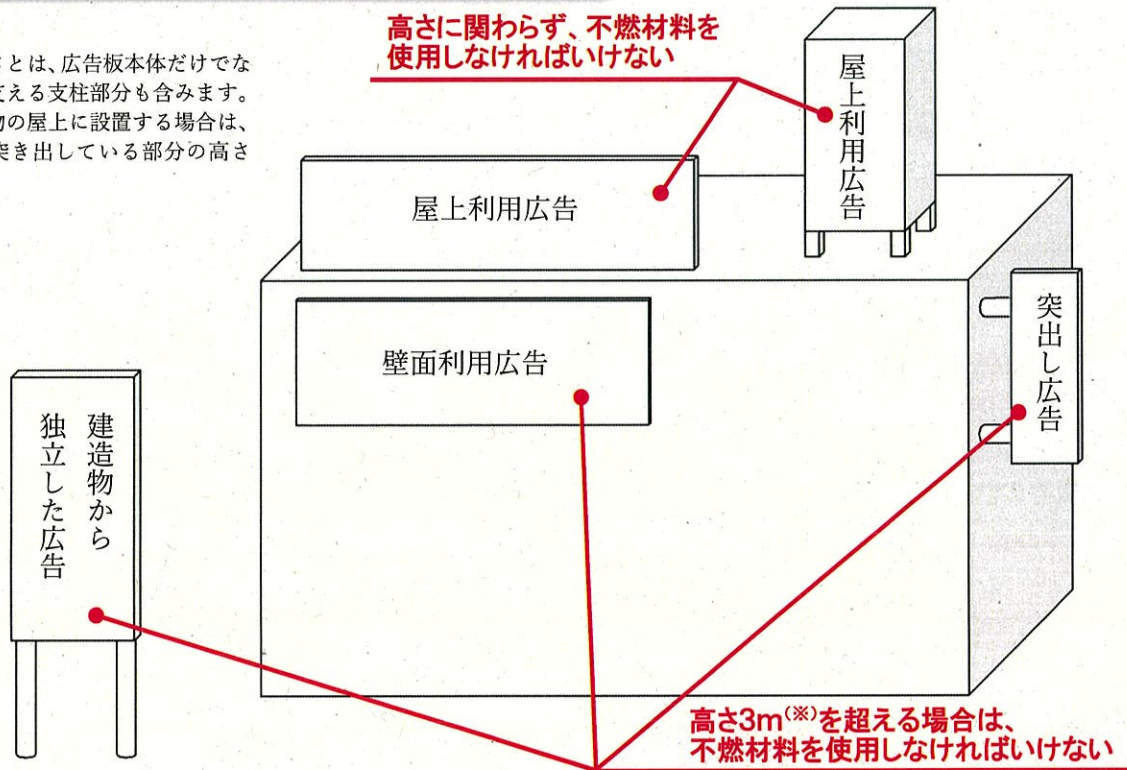


※防火地域の指定状況の詳細については、北部・南部都市計画指導課にお問い合わせ下さい。

(連絡先は、裏面下段をご参照ください。)

建築基準法第 64 条の対象イメージ（防火地域内を対象）

※広告物の高さとは、広告板本体だけでなく、それを支える支柱部分も含みます。また、建築物の屋上に設置する場合は、建築物から突き出している部分の高さとなります。



《不燃材料の確認についてはこちら》

国土交通省 HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html



(注) 防火地域の内外にかかわらず、高さ 4 m（支柱部分を含む）を超える場合は、屋外広告物許可申請のほかに、確認申請（工作物）が必要となります。（建築基準法第 88 条により準用する同第 6 条）

【お問い合わせ先】

《屋外広告物の許可について》

- 設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合
都市局 都市計画部 北部都市計画指導課 TEL：048-646-3178 FAX：048-646-3189
- 設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合
都市局 都市計画部 南部都市計画指導課 TEL：048-840-6178 FAX：048-840-6189

《確認申請（工作物）について》

- 建築局 建築行政部 建築審査課 TEL：048-646-3242 FAX：048-646-3268
※組織改正により令和 8 年 4 月 1 日から設置場所に関わらず窓口が統一されます。

《本紙の内容に関すること》

- 屋外広告物条例
都市局 都市計画部 都市計画課 TEL：048-829-1409 FAX：048-829-1979
- 建築基準法
建設局 建築行政部 建築行政課 TEL：048-829-1533 FAX：028-829-1982